

かわさきそだち栽培支援講座実施要領

(目的)

第1条 市内農業者の高齢化、労働力不足、後継者育成等の課題解決の一助とするため、市民を対象としたかわさきそだち栽培支援講座を実施し、援農者を養成することにより、かわさきの都市農業振興を支援する。

(講座内容)

第2条 講座の期間は1期2年間とし、講義及び実習を通して野菜・果樹等の栽培に関する基礎知識や技能の習得を図る。

- (1) 会場 川崎市農業技術支援センター及び市内農業者ほ場
- (2) 講師 神奈川県職員・川崎市職員・セレサ川崎農業協同組合職員・市内農業者
- (3) 開催回数 21回（1年次 11回 2年次 10回）
- (4) 募集人数 20名程度

(受講対象者)

第3条 受講対象者は、講座修了後に市内で援農に参加できる者とする。

(受講生の募集及び決定)

第4条 受講生の募集にあたっては、募集要領を作成し配布するとともに、「市政だより」等に掲載し市民へ周知する。また、受講希望者が定員を超えた場合は抽選により決定する。

(受講料等の徴収)

第5条 受講生からは受講料を徴収するものとする。

(傷害保険の加入)

第6条 実習等のケガ等に対応するため、受講生を被保険者とする傷害保険に加入する。

(講師謝礼)

第7条 外部講師には、講師謝礼として、1講座当たり12,000円（消費税別）を支払う。

(修了証の交付)

第8条 講座を80%以上出席した受講生に対して、修了証を交付するとともに、修了者名簿に登録する。

(附則)

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年2月22日から施行する。